神奈川県議会と関東学院大学との相互連携・協力に関する包括協定書

神奈川県議会(以下「甲」という。)と関東学院大学(以下「乙」という。)とは、次の条項により相互連携・協力に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、二元代表制の一翼を担い、県民の代表として多様な意見を集約し、 県の意思決定を行う甲と、地域創生の知の拠点として、特色ある教育・研究と人材 育成に取り組む乙とが、相互の密接な連携と協力により地域の課題に迅速かつ適切 に対応するとともに、活力と魅力にあふれる地域づくりや神奈川県の将来を担う人 材の育成に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

- 第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携協力するものとする。
 - (1) 甲の政策形成及び調査・研究に関すること。
 - (2) 乙の人材育成及び教育・研究に関すること。
 - (3) 乙の学生を対象とした主権者教育に係る取組に関すること。
 - (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(経費の負担)

第3条 前条に掲げる事項の実施に要する経費の負担については、個別事業ごとに甲 乙協議の上、定めるものとする。

(連携の推進)

第4条 本協定に基づく協力・連携事項を円滑かつ効果的に推進するため、甲乙それ ぞれに連絡窓口を設置し、必要な事務連絡を行うものとする。

(協定の期間)

- 第5条 本協定の期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲か乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、本協定を1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その 1通を保有する。

令和 7年 4月 24日

甲 神奈川県議会 議長

乙 関東学院大学 学長